

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

(じゅうみんしゅうとうちばけんおおあみしらさとしだいいちしぶ)

1 政治団体の名称

自由民主党千葉県大網白里市第一支部

2 主たる事務所の所在地

大網白里市大網 155

3 代表者の氏名

阿井 伸也

4 会計責任者の氏名

石原 栄一

問合せ先

(担当者)

石原 栄一

(電話)

0475-73-0800

141623961414



168370

3/9

定内郵資国全(国)N
解後窓N県N過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
P 7 0

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消し
をした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ 政党

☐ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)		25	183	968	✓
① (前年からの繰越額)		14	162	396	✓
② (本年の収入額 = $\boxed{A} + \boxed{B} + \boxed{C} + \boxed{D} + \boxed{E} + \boxed{F} + \boxed{G}$)		11	021	572	✓
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)		10	502	664	✓
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))		14	681	304	✓

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
$\boxed{A}$				
員 数				人
.....				

(2) 寄 附

ア 寄 附（イを除く。）の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附					内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔 うち 特 定 寄 附 〕					
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		10	520	000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		10	520	000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附					内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)		10	520	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党千葉県第十一選挙区支部			500	000	R6. 10. 11	茂原市木崎284-10	
こ の 頁 の 小 計			500	000			
合 計			500	000			

(その6)

(6) その他の収入							
摘 要		金 額				収 入 年 月 日	備 考
		十億	百万	千	円		
こ の 頁 の 小 計							
1 件 10 万 円 未 満 の も の					1,572		
合 計 G					1,572		

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
(有)千興商事			120,000			千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
(内訳)			10,000		R6. 1. 31			
			10,000		R6. 2. 29			
			10,000		R6. 3. 29			
			10,000		R6. 4. 30			
			10,000		R6. 5. 31			
			10,000		R6. 6. 28			
			10,000		R6. 7. 31			
			10,000		R6. 8. 30			
			10,000		R6. 9. 30			
			10,000		R6. 10. 31			
			10,000		R6. 11. 29			
			10,000		R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円			
丸信工業(株)			600,000		長生郡白子町牛込3909-6	今井 静夫	
(内訳)			50,000	R6. 1. 15			
			50,000	R6. 2. 15			
			50,000	R6. 3. 15			
			50,000	R6. 4. 15			
			50,000	R6. 5. 15			
			50,000	R6. 6. 14			
			50,000	R6. 7. 12			
			50,000	R6. 8. 15			
			50,000	R6. 9. 13			
			50,000	R6. 10. 15			
			50,000	R6. 11. 15			
			50,000	R6. 12. 13			
こ の 頁 の 小 計			600,000				
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(2)参照。		
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
平建設(株)	十億	百万	千	円		いすみ市大原8792-1	平野 一隆	
			120,000					
(内訳)			10,000		R6. 1. 25			
			10,000		R6. 2. 26			
			10,000		R6. 3. 25			
			10,000		R6. 4. 25			
			10,000		R6. 5. 24			
			10,000		R6. 6. 25			
			10,000		R6. 7. 25			
			10,000		R6. 8. 26			
			10,000		R6. 9. 25			
			10,000		R6. 10. 25			
			10,000		R6. 11. 25			
			10,000		R6. 12. 25			
こ の 頁 の 小 計			120,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	十億	百万	千	円			
(株)アスク			240,000			君津市中野1-4-6	隈元 雅博
(内訳)			20,000		R6. 1. 31		
			20,000		R6. 2. 29		
			20,000		R6. 3. 29		
			20,000		R6. 4. 30		
			20,000		R6. 5. 31		
			20,000		R6. 6. 28		
			20,000		R6. 7. 31		
			20,000		R6. 8. 30		
			20,000		R6. 9. 30		
			20,000		R6. 10. 30		
			20,000		R6. 11. 29		
			20,000		R6. 12. 30		
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	十億	百万	千	円			
(株)つくも			120,000			大網白里市大網652-3	中嶋 陽
(内訳)			60,000		R6. 2. 5		
			60,000		R6. 8. 5		
(株)ハマダ			90,000		R6. 3. 18	木更津市潮見4-14-9	安藝 真一
ハマダプロテクノ(株)			90,000		R6. 9. 25	木更津市潮見4-14-9	市下 和則
(株)十文字土木			120,000		R6. 5. 20	鴨川市広場933	中野 高明
京葉工管(株)			60,000		R6. 6. 17	千葉市美浜区新港139-12	内藤 栄男
(株)アド・アルファ			120,000		R6. 6. 28	千葉市若葉区桜木6-3-54	佐川 栄一
こ の 頁 の 小 計			600,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円			
古谷建設(株)		3,000	000	000	R6.3.18	山武郡横芝光町栗山3195番地1	古谷 秀一
庄司工業(株)		1,000	000	000	R6.6.3	東金市台方2078番地	宇津木 孝次
(株)ナミカワ不動産		500	000	000	R6.9.19	山武市成東647-6	浪川 啓介
(株)ナミカワハウス		500	000	000	R6.9.20	山武市成東647-6	浪川 啓介
大富興業(株)		240	000	000	R6.9.30	富津市富津53-1	斉藤 政博
(有)富士コーポレーション		360	000	000		富津市富津53-1	斉藤 由佳
(内訳)		120	000	000	R6.4.25		
		240	000	000	R6.12.9		
こ の 頁 の 小 計		5,600	000	000			
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名 備 考
	十億	百万	千	円			
鈴木土建(株)		1,000	000	000	R6. 4. 9	大網白里市細草1624-1	内山 弘通
(一財)千葉県観光公社			200	000		千葉市中央区中央港1丁目レストハウスパテオ内	中村 透
(内訳)			100	000	R6. 4. 22		
			100	000	R6. 10. 21		
石村建設(株)			120	000	R6. 4. 17	富津市大堀1933	石村 達雄
新八幡産業(株)			120	000	R6. 7. 24	富津市大堀1-20-15	小泉 健
(株)ライト建設			360	000	R6. 5. 1	千葉市花見川区幕張本郷1-6-7-101	斉藤 久司
田中建設(株)			60	000	R6. 7. 30	南房総市白子668	田中 修
こ の 頁 の 小 計			1,860	000			
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
安房住宅(株)			60,000		R6. 5. 21	南房総市千倉町北朝夷280-1	川名 展弘	
(有)安房浄化槽サービス			60,000		R6. 5. 21	南房総市千倉町北朝夷280-1	川名 摩名	
美樹観光(株)			120,000		R6. 5. 21	千葉市緑区土気町1250-6	浅川 剛司	
(株) 拓 実			140,000			袖ヶ浦市のぞみ野51-8	安田 実	
(内訳)			20,000		R6. 8. 19			
			120,000		R6. 10. 31			
大和物産(株)			1,000,000		R6. 12. 19	山武郡横芝光町栗山3195番地1	細川 秀夫	
こ の 頁 の 小 計			1,380,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計			10,520,000					

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
	(1)	人 件	費		1,530,000							
	(2)	光 熱 水	費		180,000							
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品	費		530,944							
	(4)	事 務 所	費		360,000							
小 計 ((1)～(4))					2,600,944							
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
	(1)	組 織 活 動	費		1,741,720							
	(2)	選 挙 関 係	費		1,141,000							
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※										
(内 訳)	ア	機関紙誌の発行事業費		※ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること								
	イ	宣伝事業費										
	ウ	政治資金パーティー開催事業費										
	エ	その他の事業費										
	(4)	調 査 研 究	費		1,919,000							
	(5)	寄 附 ・ 交 付 金			3,100,000				200,000			
	(6)	そ の 他 の 経 費										
小 計 ((1)～(6))					7,901,720			うち本部・支部間の交付金合計				200,000 円
合 計					10,502,664			←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		
		不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(組織対策費)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
記念品代	十億	百万	千	円	R6. 7. 23	長谷川商店 ✓	富津市富津2307-50 ✓
記念品代					R6. 12. 25	(有)カネス ✓	君津市外箕輪2-10-5 ✓
この頁の小計							
その他の支出							
合 計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☒ 1 組織活動費 ☐ 6 その他の事業費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 9 その他の経費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費						項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
									(交際費)
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
この頁の小計									
その他の支出			750,000						
合計			750,000						

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☐ 1 組織活動費 ☐ 6 その他の事業費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 9 その他の経費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費						項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
									(陣中見舞い)
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円					
この頁の小計									
その他の支出			450	000					
合 計			450	000					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

[illegible]

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1 件当たりの金額が 1 万円超の支出 について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1 件当たりの金額が 5 万円以上の支出 について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (視察調査費)
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☒ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
2024欧州エネルギー事情調査	十億 百万 千 円 1,659,000	R6. 4. 24	(株)サントラベルセンターゆみーる鎌取店	千葉県緑区おゆみ野3-16-1	
この頁の小計	1,659,000				
その他の支出	260,000				
合 計	1,919,000				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(寄附金)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円			
寄 附 金		1	000	000	R6. 2. 7	阿井伸也後援会	大網白里市大網155
寄 附 金			100	000	R6. 2. 11	八代 正義	山武郡芝山町小池1470
寄 附 金			100	000	R6. 3. 12	佐藤 晴彦	山武郡横芝光町1515-19
寄 附 金			500	000	R6. 7. 18	阿井伸也後援会	大網白里市大網155
寄 附 金			100	000	R6. 8. 27	豊 山 会	茨城県東茨城郡大洗町東光台2-6
寄 附 金			100	000	R6. 9. 22	高橋恭市後援会	富津市大堀2丁目5番13号
寄 附 金			500	000	R6. 12. 20	阿井伸也後援会	大網白里市大網155
寄 附 金			500	000	R6. 12. 24	伸 葉 会	大網白里市大網155
こ の 頁 の 小 計		2	900	000			
そ の 他 の 支 出							
合 計		2	900	000			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(交付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
交 付 金	十億	百万	千	円	R6. 4. 14	自由民主党千葉県茂原市第二支部	茂原市町保7	
交 付 金			100,000		R6. 10. 14	自由民主党千葉県第十二選挙区支部	木更津市新宿1-3柴野ビル2F	
こ の 頁 の 小 計			200,000					
そ の 他 の 支 出								
合 計			200,000					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること

② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交 付 金	十億	百万	千	円	R6. 4. 14	自由民主党千葉県茂原市第二支部	茂原市町保7	
交 付 金			100,000		R6. 10. 14	自由民主党千葉県第十二選挙区支部	木更津市新宿1-3柴野ビル2F	
こ の 頁 の 小 計			200,000					
合 計			200,000					

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 19 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県大網白里市第一支部

会計責任者の氏名 石 原 栄 一



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

(印))

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要